

〈みなと〉教育資金贈与専用口座

(平成27年11月24日現在)

1. 商 品 名	〈みなと〉教育資金贈与専用口座
2. 預 金 種 類	普通預金 別途、当行と口座名義人（受贈者）との間で教育資金管理に関する合意が必要です。 ※本口座開設時、「普通預金（〈みなと〉教育資金贈与専用口座）に関する特約書」を 交付します
3. 預 入 対 象 (ご利用可能な方)	30歳未満の個人の方で直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母等）の方から教育資金の 贈与を受けられる方
4. 取 扱 期 間 (1) 預入期間 (2) 払い出し	平成25年9月2日～平成31年3月29日 口座名義人が30歳に達する日の前日まで
5. 口 座 開 設 (1) 来店者 (2) 必要書類 (3) その他	受贈者〔受贈者が未成年の場合は法定代理人（両親〈親権者〉の場合は原則2名とも も同席）、贈与者も可能な限りご来店願います。 ①贈与を証する書面（贈与契約書等）の原本 ②贈与者と受贈者（含む法定代理人）の関係確認ができる書類（戸籍謄本等）の原本 ③贈与者と受贈者（含む法定代理人）のご本人さま確認資料（運転免許証等）の原本 ④受贈者（含む法定代理人）の銀行届出印 ①委任状 法定代理人が親権のある両親で、一方が来店できないが意思確認可能な場合のみ。 ただし法定代理人が当行で取引がない場合は、実印押印の上、印鑑証明書を併せて 提出いただきます。 ②当行が必要と判断した書類等
6. 預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入場所	口座開設時に預入。 なお贈与契約締結後2ヵ月以内に贈与契約書に記載の金額を本口座開設店で預入 することも可能（現金または振込）。 500万円以上1,500万円以下（追加預入の場合は10万円以上） 1円単位 本口座開設店窓口
7. 払 戻 方 法	店頭窓口にて随時払戻しします（キャッシュカードは発行いたしません）。

<p>8. 領収書等の提出</p> <p>(1) 提出時期</p> <p>(2) 提出要件</p> <p>(3) 提出場所</p>	<p>本口座から払出し、学校等への教育資金の支払に充てた金額の領収書等原本を提出いただくことで、非課税の措置を受けることができます（受贈者1人につき1,500万円まで非課税、うち塾等法令で定められた学校等以外への支払は500万円まで非課税）。<u>非課税となる教育資金の範囲と金額は、文部科学省ホームページでご確認ください。</u></p> <p>毎年1月10日～3月15日</p> <p>本特約が終了する場合は特約が終了する日の属する月の翌月末日まで</p> <p>前年1月1日～12月31日の間の上記領収書等原本を提出(請求書は不可)</p> <p>(上記領収書等の日付は、本口座開設後かつ口座からの払出と同一の年に属する必要があります。)</p> <p>本口座開設店窓口</p>
<p>9. 利 息</p> <p>(1) 適用金利</p> <p>(2) 利払方法</p> <p>(3) 計算方法</p>	<p>毎日の普通預金店頭表示金利を適用します。</p> <p>毎年2月と8月の当行所定の日にお支払いします。</p> <p>毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし1年を365日として日割計算します。</p>
<p>10. 手 数 料</p>	<p>口座の開設、維持、解約の手数料はかかりません。</p>
<p>11. 付加できる特約事項</p>	<p>①総合口座はご利用いただけません。</p> <p>②マル優はご利用いただけません。</p> <p>③プレミアム普通預金、インターネットバンキング等、一部ご利用いただけない商品がございます。</p>
<p>12. 解 約 方 法</p>	<p>以下の①～③のうちのいずれかの場合に教育資金管理特約を終了し、本口座を解約いたします（通常の預金口座として引き続き使用することはできません）。</p> <p>① 受贈者（預金者）が30歳に達した場合</p> <p>② 受贈者（預金者）がお亡くなりになられた場合</p> <p>③ 預金残高が0円かつ受贈者（預金者）と当行で合意があった場合</p>
<p>13. 中途解約時の取扱い</p>	<p>—</p>
<p>14. その他参考となる事項</p>	<p>①本口座の開設はお一人さま（受贈者）につき一金融機関かつ一営業所のみです。当行でご利用の間は、他の金融機関で同措置対応の口座開設はできません。</p> <p>②お利息には個人の場合は源泉分離課税（20%）が課税されます。</p> <p>平成25年1月1日～平成49年12月31日までに受け取る利息については、20.315%の税金がかかります。</p> <p>③金利については窓口にお問い合わせください。</p> <p>④本口座は、相殺や差押えの対象となります。但し、この場合、教育資金支出額とならず贈与税対象となります。</p>

当行が契約している指定紛争解決機関
 一般社団法人全国銀行協会
 連絡先 全国銀行協会相談室
 電話番号 0570-017109（一般電話から）
 または 03-5252-3772（携帯電話・PHSから）

以上